

## (5) 衣浦東部流域下水道

衣浦東部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、碧南市始め3市を対象として、昭和63年9月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和63年度に事業着手、平成8年4月に供用開始し、現在、3市の汚水を処理しています。また、当流域下水道の計画区域には、全国的に汚濁の進んだ油ヶ淵がありますが、事業の進捗により、近年、水質が改善しています。

現在の運転状況（衣浦東部浄化センター）

供用開始年月	平成8年4月		
処理能力	日最大 41,300 m <sup>3</sup> （令和6年4月現在）		
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－汚泥燃料化－場外搬出（有効利用）		
処理区域面積	2,487ha（令和6年4月現在）		
処理区域内人口	115,410人（令和6年4月現在）		
日平均流入水量	27,522m <sup>3</sup> （令和5年度実績）		
流入水質および放流水質		流入水	放流水
	BOD	180	2.0
	COD	91	7.7
	SS	110	1.7
	T-N	39	4.0
	T-P	4.7	0.3
	（単位 mg/l, 令和5年度平均）		
放流先	衣浦港		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 8,286t（令和5年度実績） 他流域処理場へ払出量 1,525t、他流域処理場から受入量 19,034t 汚泥燃料化 24,462t（炭化物 1,838t）		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用 炭化物：炭化燃料として有効利用		

関連市別の現況（衣浦東部）

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 <sup>注1)</sup> (ha)	処理区域内人口 <sup>注2)</sup> (人)	水洗化人口 <sup>注3)</sup> (人)	流入水量 <sup>注4)</sup> (m <sup>3</sup> /日)
碧南市	1,408	65,435	52,508	14,829
安城市	460	14,834	12,843	4,205
高浜市	618	35,141	27,986	8,488
計	2,487	115,410	93,337	27,522

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

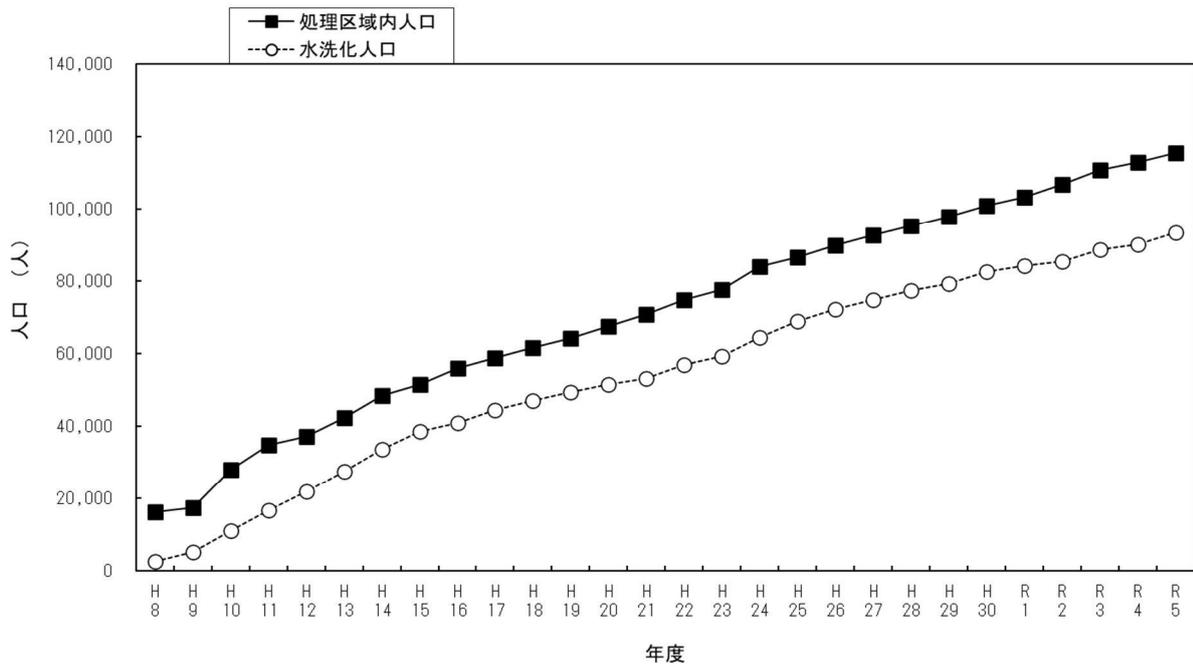
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

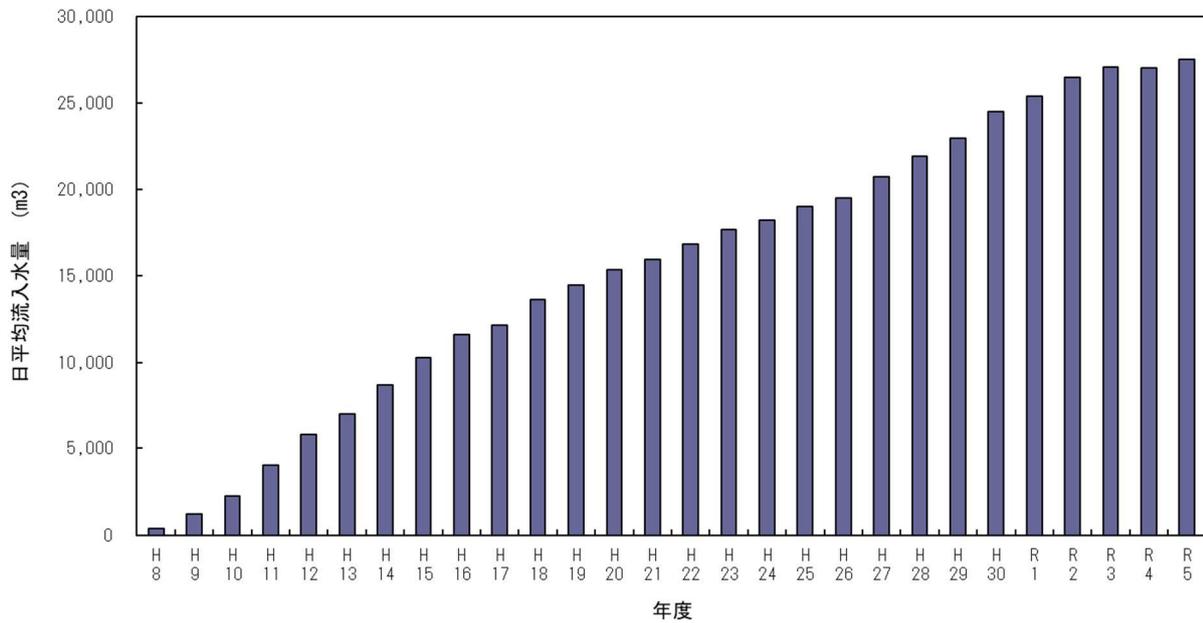
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

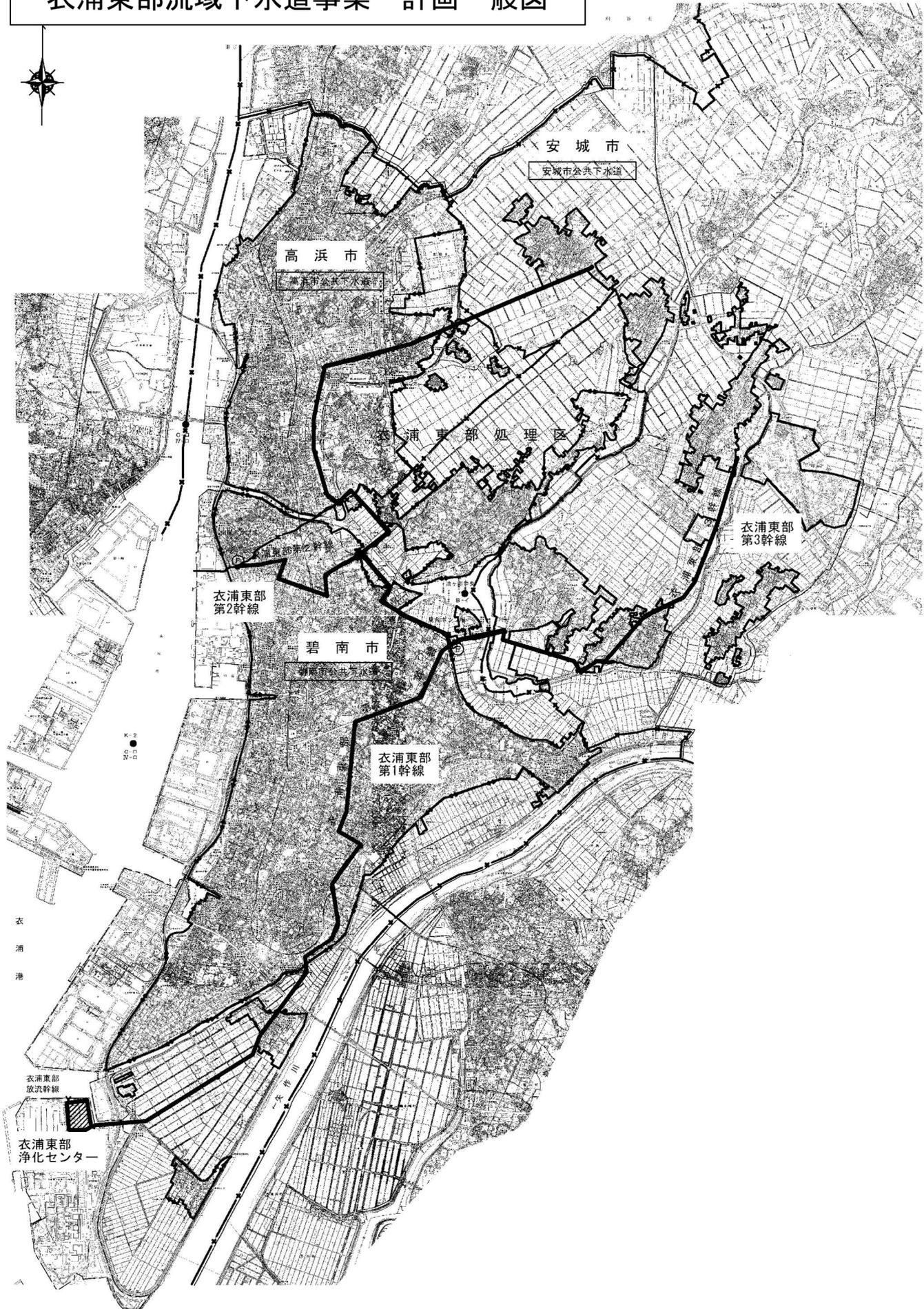


衣浦東部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

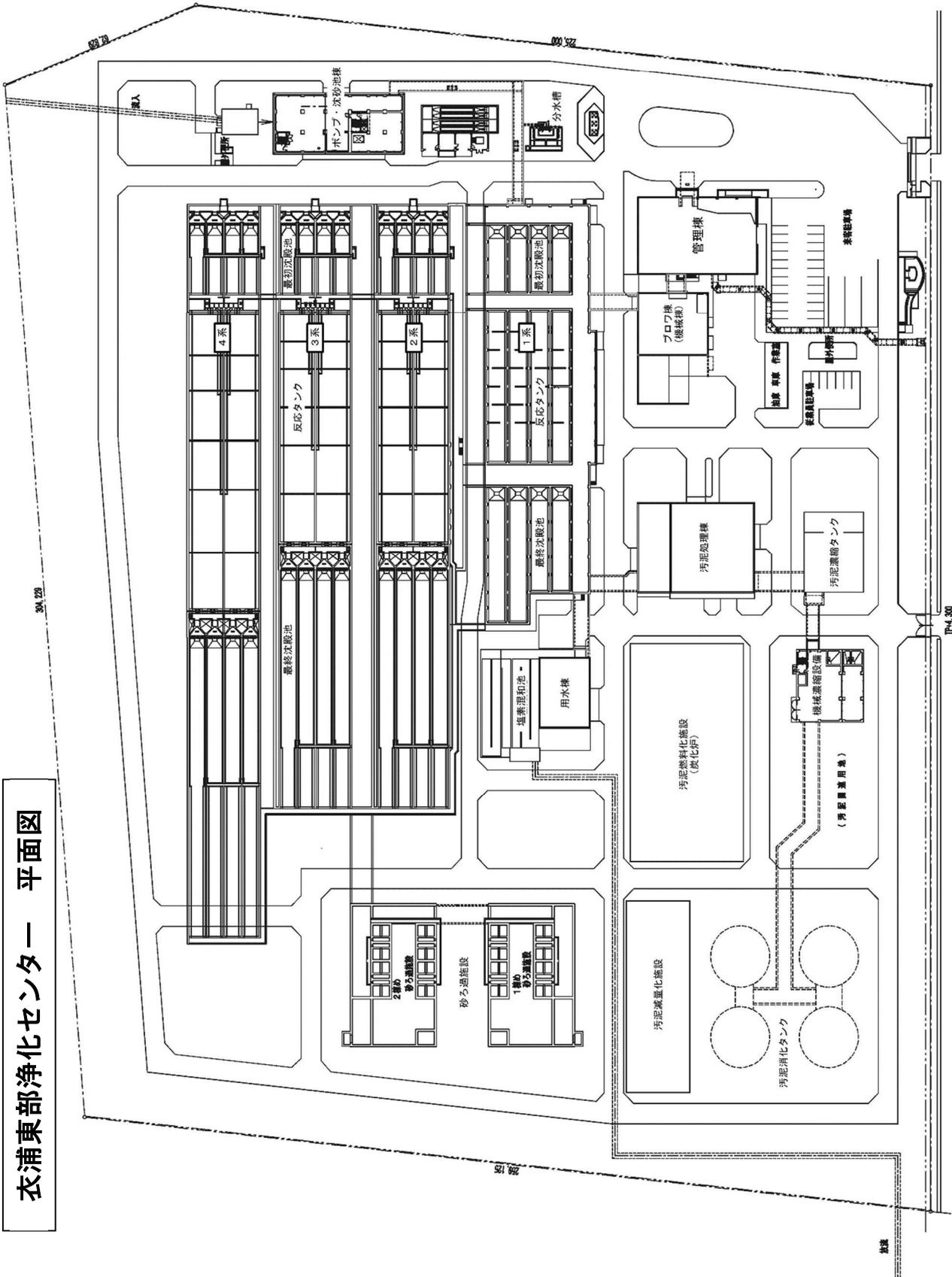


衣浦東部処理区の流入水量の推移

# 衣浦東部流域下水道事業 計画一般図



# 衣浦東部浄化センター 平面図



関連市別の計画概要（衣浦東部）

			流域下水道名	処 理 区 名
			矢作川・境川	衣浦東部
項 目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可) <sup>※</sup>	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次 令和 12 年度	昭和 63 年 9 月 26 日	平成元年 2 月 8 日	平成元年 3 月 7 日
変更決定、届出、認可		平成 22 年 12 月 24 日	令和 5 年 2 月 10 日	令和 5 年 3 月 24 日
事業期間			～令和 11 年 3 月 31 日	～令和 11 年 3 月 31 日
計 画 処 理 区 域	碧南市	1,597.4		1,521.7
	高浜市	890.0		723.7
	安城市	521.0		521.0
	(ha) 計	3,008.4		2,766.4
計 画 処 理 人 口	碧南市	68,360		66,223
	高浜市	47,560		38,285
	安城市	16,570		16,870
	(人) 計	132,490		121,378
計 画 汚 水 量	碧南市	40,183		33,281
	高浜市	26,905		17,998
	安城市	8,889		7,850
	(m <sup>3</sup> /日) 計	75,977		59,129

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 6 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（衣浦東部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	昭和 63 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 29 年度
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	2,881	3,289	3,344	3,130
計画処理人口(人)	119,300	129,000	128,770	134,710
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	73,400	75,200	74,882	77,919
管 渠 延 長 ( m )	23,919	23,750	23,670	23,680
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	73,400	75,200	74,900	78,000
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	88,600	88,600
計 画 目 標 年 次	平成 17 年	平成 27 年	令和 7 年	令和 7 年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更			
計 画 策 定 年 度	令和 4 年度			
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市			
処理区域面積(ha)	3,008			
計画処理人口(人)	132,490			
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	75,977			
管 渠 延 長 ( m )	23,750			
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	見合 1,640 田尻 460			
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	78,000			
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	88,600			
計 画 目 標 年 次	令和 12 年			

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。  
管渠延長は計画ベースで、放流渠(50m)は含まず。

都市計画決定の経緯（衣浦東部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S63.9.26	H4.2.17	H6.2.16	H14.8.2
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	2,855	2,855	2,855	—
管 渠 延 長 ( m )	17,800	17,750	24,050	—
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	見合 1,640 田尻 700	見合 1,640 田尻 460
処理場面積(m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	90,000	—
変 更 内 容		・管渠計画の変更 (衣浦東部第1幹線)	・管渠計画の変更 (衣浦東部第1,第3幹線) ・ポンプ場計画の名称と 面積の変更 平和 → 見合 1,300m <sup>2</sup> 1,640m <sup>2</sup> 論地ポンプ場の廃止	・管渠計画の変更 (衣浦東部第2幹線) ・ポンプ場の面積の変更 田尻 700m <sup>2</sup> → 460m <sup>2</sup>
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第4回変更	第5回変更		
告 示 年 月 日	H18.2.21	H22.12.24		
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市		
処理区域面積(ha)	—	—		
管 渠 延 長 ( m )	—	—		
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	—	—		
変 更 内 容	・管渠計画の変更 (第1幹線のルート変更、 1,000haによる簡素化) ・処理場用地の変更 (未買収部分削除)	・都市計画区域の再編に伴 う名称変更		

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。  
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯(衣浦東部)

項目	下水道法事業計画(旧認可)					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	
策定年月日	H元.2.8	H4.5.7	H6.8.24	H8.3.15	H10.7.21	
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	631	859	859	1,143	1,164	
計画処理人口(人)	15,500	18,044	18,044	34,096	34,100	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	7,300	9,000	9,000	18,200	18,100	
管渠延長(m)	15,510	15,370	15,630	24,050	24,000	
中継ポンプ場(名称)	平和、論地、新高取橋	平和、論地、新高取橋	見合、新高取	見合、田尻	見合、田尻	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	9,200	9,200	9,200	18,400	18,400	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H13.3.31	S46.11.25～H13.3.31	
変更内容	・衣浦東部処理区の追加	・管渠延長の変更 第1幹線 14,760m ・処理区域の拡大	・ポンプ場の変更 (管渠計画の変更に伴い論地ポンプ場の廃止、平和ポンプ場を見合ポンプ場へ名称変更) ・管渠計画の変更	・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・中継ポンプ場の追加 (田尻ポンプ場の追加、新高取橋ポンプ場の表示の削除) ・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・予定処理区域の変更 ・接続点の追加	
項目	下水道法事業計画(旧認可)					
	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	
策定年月日	H12.12.11	H15.5.26	H19.5.24	H20.10.23	H23.2.28	
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	1,345	1,830	2,016	2,016	2,194	
計画処理人口(人)	34,900	66,439	77,763	77,763	86,000	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	18,300	37,368	44,008	44,008	48,697	
管渠延長(m)	24,000	23,750	23,670	23,670	23,670	
中継ポンプ場(名称)	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	18,400	39,300	53,000	53,000	51,500	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	88,600	88,600	88,600	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法、凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H16.3.31	S46.11.25～H22.3.31	S46.11.25～H25.3.31	S46.11.25～H25.3.31	S46.11.25～H29.3.31	
変更内容	・予定処理区域の変更 ・ポンプ場の変更 ・管渠計画の変更	・予定処理区域の変更 ・衣浦東部第2幹線のルート変更 ・ポンプ場の変更	・認可期間の延伸 ・予定処理区域の追加 ・処理能力の変更 ・処理方式の変更 ・計画放流水質の設定 ・田尻ポンプ場の能力変更 ・衣浦東部第1幹線のルート変更 ・処理場敷地の変更	・処理施設の変更 汚泥焼却設備(炭化方式) 30t/日×2基 → 汚泥焼却設備(固形燃料化方式) 100t/日×1基 ・計画放流水質の設定(変更)	・予定処理区域の変更 ・事業施行期間の延長 ・処理能力の変更	

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯(衣浦東部)

項目	下水道法事業計画(旧認可)				
	第10回変更	第11回変更	第12回変更	第13回変更	
策定年月日	H27.1.14	H30.1.25	R4.3.18	R5.2.10	
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	2,418	2,572	2,572	2,766	
計画処理人口(人)	95,900	96,500	96,500	121,400	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	49,099	51,090	51,090	59,129	
管渠延長(m)	23,670	23,680	23,680	23,670	
中継ポンプ場(名称)	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	51,500	51,500	51,500	64,750	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	88,600	88,600	88,600	88,600	
処理方式	水処理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～R4.3.31	S46.11.25～R6.3.31	S46.11.25～R6.3.31	S46.11.25～R11.3.31	
変更内容	・予定処理区域の変更	・予定処理区域の変更 ・接続点の変更 ・処理分区界の変更 ・処理場施設の変更 ・ポンプ場施設の変更 ・事業施行期間の延長	・共同汚泥処理体制の位置付け	・予定処理区域の変更 ・管渠延長の変更 ・処理場能力の変更 ・田尻ポンプ場施設の変更 ・事業施行期間の延長	
項目	下水道法事業計画(旧認可)				
策定年月日					
対象市町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)					
管渠延長(m)					
中継ポンプ場(名称)					
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)					
処理場面積(m <sup>2</sup> )					
処理方式	水処理				
	汚泥処理				
事業期間等					
変更内容					

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（衣浦東部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H元.3.7	H4.5.21	H6.9.2	H8.5.10
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	( 631 )	( 631 )	( 631 )	( 631 )
計画処理人口(人)	( 15,500 )	( 15,500 )	( 15,500 )	( 15,500 )
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 7,300 )	( 7,300 )	( 7,300 )	( 7,300 )
管 渠 延 長 ( m )	15,510	15,370	15,630	24,050
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	平和 1,300 論地 1,100 新高取橋 マンホールポンプ	平和 1,300 論地 1,100 新高取橋 マンホールポンプ	見合 1,640 新高取橋 マンホールポンプ	見合 1,640 田尻 700
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 9,200 )	( 9,200 )	( 9,200 )	( 9,200 )
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	90,000	90,000
事 業 期 間 等	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H13.3.31
変 更 内 容		・管渠計画の変更	・管渠計画の変更 ・ポンプ場の変更 (管渠計画の変更に伴い論地ポンプ場の廃止、平和ポンプ場を見合ポンプ場へ名称の変更)	・管渠計画の変更 ・ポンプ場の変更 (田尻ポンプ場の追加) ・事業施行期間の延伸
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告 示 年 月 日	H12.12.22	H15.6.12	H19.6.14	H23.8.24
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	( 1,345 )	( 1,830 )	( 2,016 )	( 2,194 )
計画処理人口(人)	( 34,900 )	( 66,439 )	( 77,763 )	( 92,630 )
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 18,300 )	( 37,368 )	( 44,008 )	( 48,697 )
管 渠 延 長 ( m )	24,050	23,800	15,510	11,190
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	見合 1,640 田尻 700	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 18,400 )	( 39,300 )	( 53,000 )	( 51,500 )
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )	90,000	90,000	90,000	88,600
事 業 期 間 等	H元.3.7～ H16.3.31	H元.3.7～ H22.3.31	H元.3.7～ H25.3.31	H元.3.7～ H29.3.31
変 更 内 容	・事業施行期間の延伸	・水処理方法の追加 ・衣浦東部第2幹線のルート変更 ・ポンプ場の変更	・幹線の一部削除 (衣浦東部第2幹線、衣浦東部第3幹線、衣浦東部第1幹線の一部) ・衣浦東部第1幹線のルート変更 ・処理場敷地の変更 ・事業認可期間の延伸 ・処理方式の変更	・事業施行期間の延伸

( ) 内は参考である。

都市計画法事業認可の経緯（衣浦東部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	
告 示 年 月 日	H27.3.5	H30.3.9	R5.3.24	
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	( 2,418 )	( 2,572 )	( 2,766 )	
計画処理人口(人)	( 95,900 )	( 96,500 )	( 121,400 )	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 49,099 )	( 51,090 )	( 59,129 )	
管 渠 延 長 ( m )	11,190	11,190	11,190	
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 51,500 )	( 51,500 )	( 64,750 )	
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	88,600	88,600	88,600	
事 業 期 間 等	H元.3.7～ R4.3.31	H元.3.7～ R6.3.31	H元.3.7～ R11.3.31	
変 更 内 容	・事業施行期間の延伸	・事業施行期間の延伸	・事業施行期間の延伸	
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)				
管 渠 延 長 ( m )				
中継ポンプ場面積(m <sup>2</sup> )				
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)				
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

( ) 内は参考である。

## (6) 豊川流域下水道

豊川流域下水道は、境川流域下水道につづく県下2番目の流域下水道として、豊川市始め4市4町を対象として、昭和47年9月に都市計画決定されました。(平成18年2月に豊川市、一宮町が合併し豊川市に、平成20年1月に豊川市、音羽町、御津町が合併し豊川市に、平成22年2月に豊川市、小坂井町が合併し豊川市になったため、現在は4市を対象としています。)

当流域下水道は昭和47年度に事業着手、昭和55年12月に県下で初めての流域下水道として供用開始し、現在、4市の汚水を処理しています。

現在の運転状況(豊川浄化センター)

供用開始年月	昭和55年12月		
処理能力	日最大100,000m <sup>3</sup> (令和6年4月現在)		
処理フロー	(水処理)初沈-反応槽-終沈-滅菌-放流 (汚泥処理)濃縮-消化-脱水-焼却-場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	5,378ha(令和6年4月現在)		
処理区域内人口	240,474人(令和6年4月現在)		
日平均流入水量	78,457m <sup>3</sup> (令和5年度実績)		
流入水質および放流水質		流入水	放流水
	BOD	270	5.3
	COD	130	9.5
	SS	200	1.7
	T-N	47	9.7
	T-P	5.7	0.9
	(単位mg/l, 令和5年度平均)		
放流先	渥美湾		
汚泥発生状況	脱水ケーキ14,378t(令和5年度実績) 他流域処理場へ払出量291t、他流域処理場から受入量8,208t 焼却処理21,949t(焼却灰1,158t)		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ:セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用 焼却灰:セメント原料、建設資材原料として有効利用		

関連市別の現況(豊川)

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 <sup>注1)</sup> (ha)	処理区域内人口 <sup>注2)</sup> (人)	水洗化人口 <sup>注3)</sup> (人)	流入水量 <sup>注4)</sup> (m <sup>3</sup> /日)
豊橋市	1,230	55,967	54,439	22,273
豊川市	3,468	163,134	153,267	48,955
蒲郡市	198	4,558	4,123	1,880
新城市	481	16,815	15,315	5,349
計	5,378	240,474	227,144	78,457

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

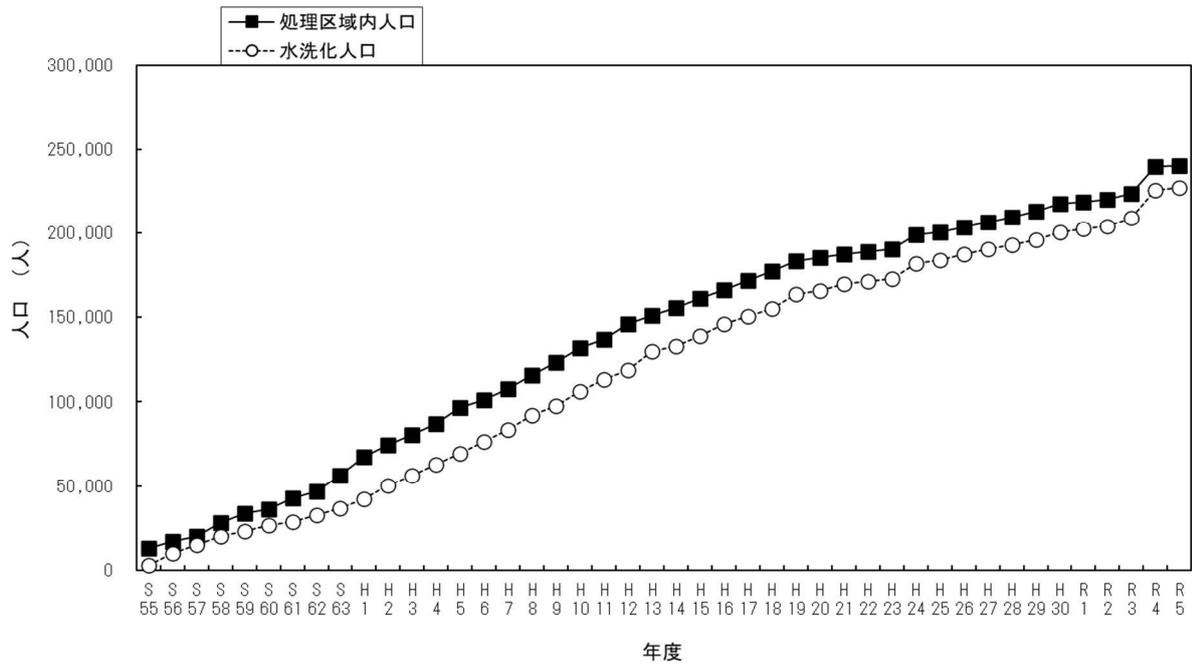
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

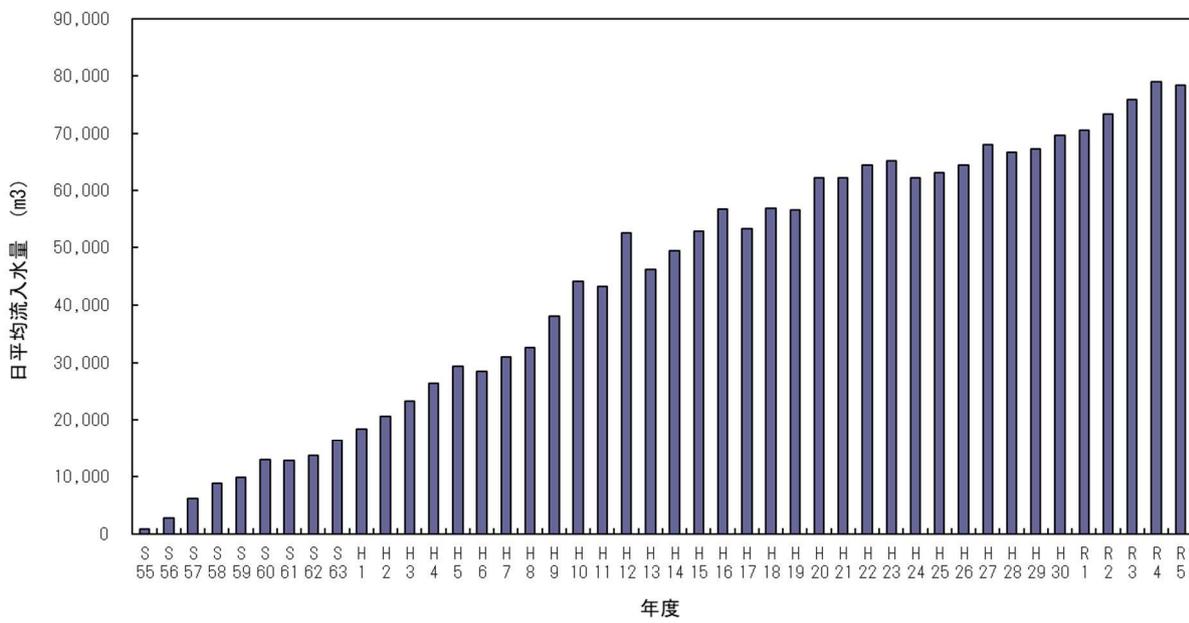
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。



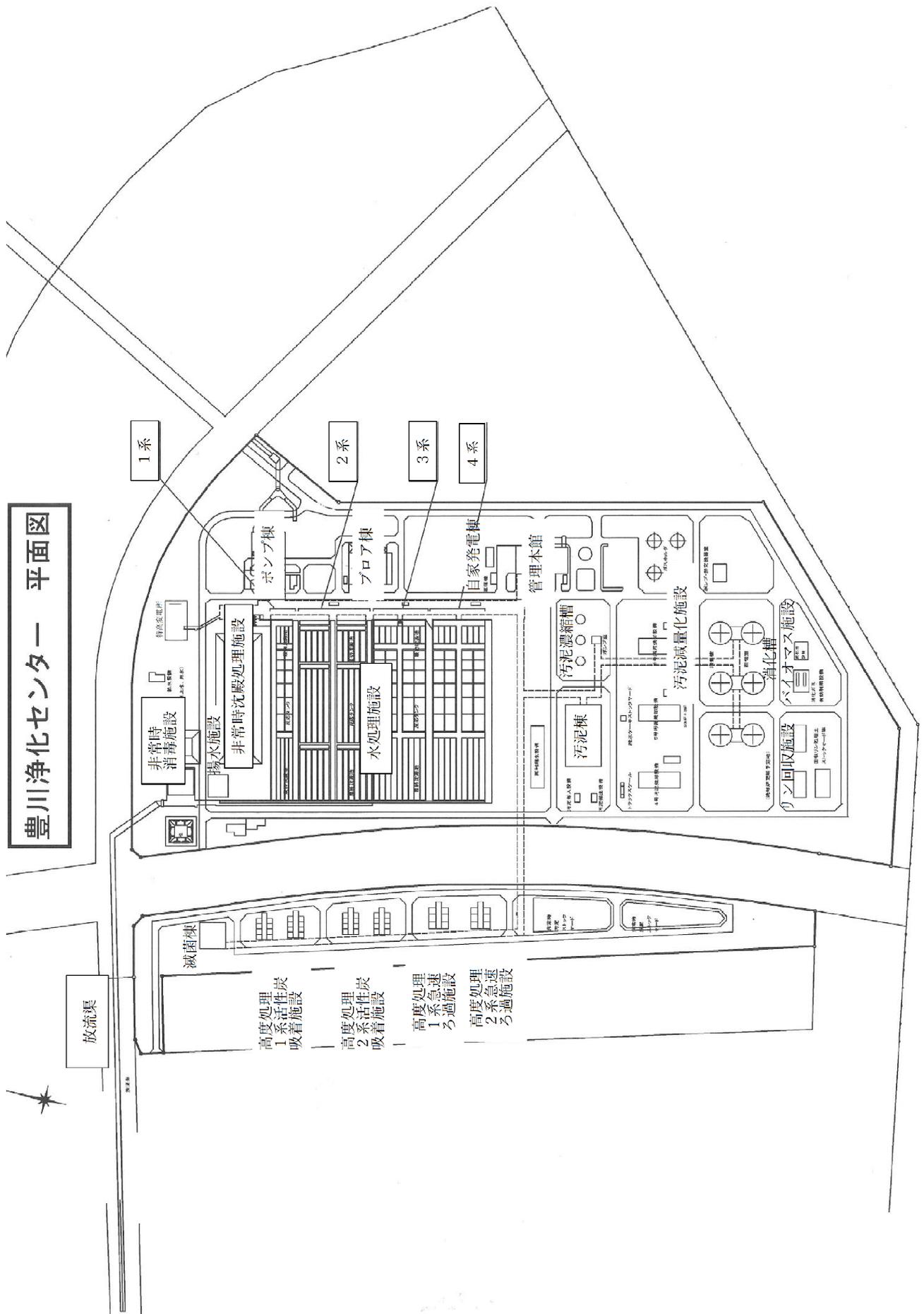
豊川処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移



豊川処理区の流入水量の推移



# 豊川浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（豊川）

			流域下水道名	処理区名
			豊川	豊川
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可) <sup>※</sup>	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次 令和30年度	昭和47年9月13日	昭和47年10月13日	昭和47年11月21日
変更決定、届出、認可		令和5年3月17日	令和6年7月17日	平成30年3月14日
事業期間			～令和12年3月31日	～令和7年3月31日
計画処理区域	豊橋市	1,314.8		1,298.8
	豊川市	4,159.4		4,018.7
	蒲郡市	260.0		260.0
	新城市	849.0		660.0
	(ha) 計	6,583.2		6,237.5
計画処理人口	豊橋市	52,400		56,410
	豊川市	148,800		163,810
	蒲郡市	4,600		4,410
	新城市	16,800		20,300
	(人) 計	222,600		244,930
計画汚水量	豊橋市	26,260		25,349
	豊川市	66,036		65,132
	蒲郡市	5,704		5,444
	新城市	8,843		9,557
	(m <sup>3</sup> /日) 計	106,843		105,482

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和6年8月末現在。

注) 平成24年3月31日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

## 基本計画の経緯（豊川）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更計画	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	昭和47年度	平成元年度	平成12年度	平成24年度
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市
処理区域面積(ha)	7,540	6,815	7,141	6,897
計画処理人口(人)	432,000	262,500	256,660	248,190
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	620,000	233,000	191,600	164,570
管 渠 延 長 ( m )	34,516	47,735	35,770 (47,770)	35,770
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	620,000	240,000	197,000	171,000
処理場面積(m <sup>2</sup> )	400,000	430,000	430,000	362,800
計 画 目 標 年 次	昭和65年	平成17年	平成27年	令和7年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更	第5回変更		
計 画 策 定 年 度	平成29年度	令和6年度		
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市		
処理区域面積(ha)	6,626	6,583		
計画処理人口(人)	243,930	222,600		
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	161,236	106,843		
管 渠 延 長 ( m )	35,710	35,670		
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	161,300	106,900		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	360,000	360,000		
計 画 目 標 年 次	令和7年	令和30年		

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。

管渠延長は計画ベースで、放流渠（当初第1回3,160m、第2回1,580m、第3回960m、第4回940m）は含まず。下段の()は二条管含む。

都市計画決定の経緯（豊川）

項 目	都 市 計 画 決 定																																							
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更																																				
告 示 年 月 日	S47.9.13	S50.8.20	S52.3.7	S59.8.1																																				
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町																																				
処理区域面積(ha)	7,540	7,540	7,540	7,540																																				
管 渠 延 長 ( m )	37,690	37,690	37,690	54,590																																				
処理場面積(m <sup>2</sup> )	400,000	400,000	550,000	550,000																																				
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠計画の変更                             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>22,510</td> <td>22,520</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>8,710</td> <td>8,700</td> </tr> </table> </li> <li>進入路を新たに決定 L=700m、W=18m 3種2級</li> </ul>		前	後	東部	22,510	22,520	西部	8,710	8,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠計画の変更                             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>22,520</td> <td>22,530</td> </tr> <tr> <td>豊橋</td> <td>1,270</td> <td>1,260</td> </tr> </table> </li> <li>処理区域の変更</li> <li>処理場面積の変更</li> </ul>		前	後	東部	22,520	22,530	豊橋	1,270	1,260	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠計画の変更 (一部2条管計画)                             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>22,530</td> <td>22,620</td> </tr> <tr> <td>東部第2</td> <td>0</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>8,700</td> <td>8,870</td> </tr> <tr> <td>西部第2</td> <td>0</td> <td>4,390</td> </tr> <tr> <td>御津</td> <td>2,040</td> <td>2,990</td> </tr> </table> </li> </ul>		前	後	東部	22,530	22,620	東部第2	0	11,300	西部	8,700	8,870	西部第2	0	4,390	御津	2,040	2,990
	前	後																																						
東部	22,510	22,520																																						
西部	8,710	8,700																																						
	前	後																																						
東部	22,520	22,530																																						
豊橋	1,270	1,260																																						
	前	後																																						
東部	22,530	22,620																																						
東部第2	0	11,300																																						
西部	8,700	8,870																																						
西部第2	0	4,390																																						
御津	2,040	2,990																																						
項 目	都 市 計 画 決 定																																							
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更																																				
告 示 年 月 日	H元.9.29	H12.11.28	H19.2.27	H20.7.22																																				
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、小坂井町																																				
処理区域面積(ha)	4,619	—	—	—																																				
管 渠 延 長 ( m )	50,890	—	—	—																																				
処理場面積(m <sup>2</sup> )	430,000	—	—	—																																				
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠計画の変更</li> <li>処理区域の変更</li> <li>処理場面積の変更 (西部第2、御津幹線)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠延長の変更、2条管部分の一部削除と御津幹線の延伸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併に伴う地名変更（豊川市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併に伴う地名変更（豊川市）</li> </ul>																																				

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。  
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

都市計画決定の経緯（豊川）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	第8回変更	第9回変更		
告 示 年 月 日	H22.12.24	R5.3.17		
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市		
処理区域面積(ha)	—	—		
管 渠 延 長 ( m )	—	—		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	—	—		
変 更 内 容	・都市計画区域の再編に伴う名称変更	・処理場用地の一部削除 ・2条管の一部削除と簡素化のための変更 ・放流管渠の吐口位置の変更		
項 目	都 市 計 画 決 定			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 ( m )				
処理場面積(m <sup>2</sup> )				
変 更 内 容				

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。  
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (豊川)

項目		下水道法事業計画 (旧認可)			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策定年月日		S47.10.13	S52.3.30	S58.3.3	S59.9.20
対象市町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)		7,540	7,540	7,540	2,158
計画処理人口(人)		21,600	108,000	108,000	101,000
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		310,000	142,200	20,300	65,300
管渠延長(m)		37,676	37,693	37,693	36,740
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		310,000	155,000	155,000	77,500
処理場面積(m <sup>2</sup> )		400,000	380,000	380,000	380,000
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等		S47.11.10～ S57.3.31	S47.11.10～ S61.3.31	S47.11.10～ S61.3.31	S47.11.10～ H6.3.31
変更内容			・処理施設の変更 ・管渠計画の変更 ・事業施行期間の変更	・管渠計画の変更(東部幹線一部二条管計画)	・管渠計画の変更(西部幹線一部二条管計画) ・管渠延長の変更 ・処理区域面積の変更
項目		下水道法事業計画 (旧認可)			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策定年月日		H2.1.19	H6.10.6	H8.2.29	H10.3.19
対象市町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)		2,618	3,019	3,197	3,675
計画処理人口(人)		123,800	142,100	131,900	178,300
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		73,100	86,500	88,800	89,200
管渠延長(m)		36,670	36,670	36,670	35,730
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		77,500	93,000	93,000	93,000
処理場面積(m <sup>2</sup> )		360,000	360,000	360,000	360,000
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等		S47.11.10～ H10.3.31	S47.11.10～ H12.3.31	S47.11.10～ H12.3.31	S47.11.10～ H17.3.31
変更内容		・管渠計画の変更 ・処理区域面積の変更 ・事業施行期間の変更	・処理区域面積の変更 ・事業施行期間の変更	・処理区域面積の変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式 (水処理)の変更 ・事業施行期間の変更

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (豊川)

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)			
		第 8 回変更	第 9 回変更	第 1 0 回変更	第 1 1 回変更
策 定 年 月 日		H11.10.12	H13.3.13	H15.1.31	H17.10.19
対 象 市 町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)		3,735	3,955	4,555	4,555
計画処理人口(人)		180,900	172,808	196,710	196,710
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		89,900	89,200	124,100	124,100
管 渠 延 長 ( m )		35,730	35,770	35,770	35,770
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		93,000	90,000	127,500	129,000
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )		360,000	360,000	360,000	360,000
処 理 方 式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法 及び 活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S47.11.10～ H17.3.31	S47.11.10～ H17.3.31	S47.11.10～ H21.3.31	S47.11.10～ H21.3.31
変 更 内 容		・ 処理区域面積の変更	・ 処理区域面積の変更 ・ 管渠延長の変更	・ 処理区域面積の変更	・ 水処理能力の見直し(N 対応) ・ 汚泥脱水機の変更
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)			
		第 1 2 回変更	第 1 3 回変更	第 1 4 回変更	第 1 5 回変更
策 定 年 月 日		H19.11.27	H22.4.19	H24.7.2	H27.3.19
対 象 市 町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、小坂井町、 御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市
処理区域面積(ha)		5,130	5,130	5,174	5,174
計画処理人口(人)		213,180	213,180	203,436	204,000
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		139,600	139,600	131,222	131,222
管 渠 延 長 ( m )		35,770	35,770	35,770	35,770
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		141,500	141,500	133,500	133,500
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )		360,000	360,000	362,800	362,800
処 理 方 式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S47.11.10～ H26.3.31	S47.11.10～ H26.3.31	S47.11.10～ H31.3.31	S47.11.10～ H31.3.31
変 更 内 容		・ 処理区域面積の変更	・ 汚泥脱水機の変更	・ 処理区域面積の変更 ・ 計画放流水質の変更 ・ 処理能力の変更 ・ 処理場敷地面積の変更 ・ 事業施行期間の変更	・ 消化タンク能力の変更 ・ 汚泥脱水機の変更 ・ 電気設備に消化ガス発 電設備を追加

注) 策定年月日は、平成 23 年度までは国からの認可日、平成 24 年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (豊川)

項目	下水道法事業計画 (旧認可)			
	第16回変更	第17回変更	第18回変更	
策定年月日	H30.1.30	R4.3.18	R6.7.17	
対象市町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市	
処理区域面積(ha)	6,068	6,068	6,238	
計画処理人口(人)	228,000	228,000	244,930	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	128,151	128,151	105,482	
管渠延長(m)	35,710	35,710		
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	133,500	133,500	106,900	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	360,000	360,000	360,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等	S47.11.10～ R7.3.31	S47.11.10～ R7.3.31	S47.11.10～ R12.3.31	
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理区域面積の変更</li> <li>・処理区界の変更</li> <li>・処理分区界及び処理分区名の変更</li> <li>・処理場敷地面積(放流渠)の変更</li> <li>・事業施行期間の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同汚泥処理体制の位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間の延伸</li> <li>・処理区域の変更</li> <li>・処理場の施設計画の変更</li> <li>・栄養塩管理運転に伴う期間別における水質設定</li> </ul>	
項目	下水道法事業計画 (旧認可)			
策定年月日				
対象市町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)				
管渠延長(m)				
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)				
処理場面積(m <sup>2</sup> )				
処理方式	水処理			
	汚泥処理			
事業期間等				
変更内容				

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯(豊川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
告 示 年 月 日	S47.11.21	S50.10.6	S52.3.17	S57.3.4	S59.10.4	H2.1.19
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)	( 814 )	( 814 )	( 615 )	( 615 )	( 1,673 )	( 2,618 )
計画処理人口(人)	( 54,000 )	( 54,000 )	( 54,000 )	( 54,000 )	( 74,700 )	( 123,800 )
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 73,100 )
管 渠 延 長 ( m )	26,089	26,091	23,952	33,284	35,800	36,670
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )	( 77,500 )
処理場面積(m <sup>2</sup> )	400,000	400,000	380,000	380,000	380,000	360,000
事 業 期 間 等	S47.11.22～ S52.3.31	S47.11.22～ S52.3.31	S47.11.22～ S57.3.31	S47.11.22～ S60.3.31	S47.11.22～ H3.3.31	S47.11.22～ H10.3.31
変 更 内 容		・事業地の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可					
	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告 示 年 月 日	H6.6.10	H10.4.1	H13.3.27	H15.2.20	H19.12.14	H24.12.26
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市
処理区域面積(ha)	( 3,019 )	( 3,675 )	( 3,955 )	( 4,555 )	( 5,130 )	( 5,174 )
計画処理人口(人)	( 142,100 )	( 150,800 )	( 172,800 )	( 196,710 )	( 213,180 )	( 204,000 )
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 86,500 )	( 89,200 )	( 89,200 )	( 124,100 )	( 139,600 )	( 131,300 )
管 渠 延 長 ( m )	36,670	36,670	36,710	36,710	36,710	36,710
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 93,000 )	( 93,000 )	( 90,000 )	( 127,500 )	( 141,500 )	( 133,500 )
処理場面積(m <sup>2</sup> )	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
事 業 期 間 等	S47.11.22～ H12.3.31	S47.11.22～ H17.3.31	S47.11.22～ H17.3.31	S47.11.22～ H21.3.31	S47.11.22～ H26.3.31	S47.11.22～ H31.3.31
変 更 内 容	・事業地の変更 ・設計概要の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更	・管渠延長の変更	・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更	・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更

( ) 内は参考である。

都市計画法事業認可の経緯(豊川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可					
	第12回変更					
告 示 年 月 日	H30.3.14					
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、 蒲郡市、新城市					
処理区域面積(ha)	( 6,068 )					
計画処理人口(人)	( 228,000 )					
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 128,200 )					
管 渠 延 長 ( m )	36,650					
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 133,500 )					
処理場面積(m <sup>2</sup> )	360,000					
事 業 期 間 等	S47.11.22～ R7.3.31					
変 更 内 容	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の変更					
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可					
告 示 年 月 日						
対 象 市 町						
処理区域面積(ha)						
計画処理人口(人)						
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)						
管 渠 延 長 ( m )						
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)						
処理場面積(m <sup>2</sup> )						
事 業 期 間 等						
変 更 内 容						

( ) 内は参考である。

## (7) 五条川左岸流域下水道

五条川左岸流域下水道は、小牧市始め2市1町を対象として、昭和52年3月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和52年度に事業着手、昭和62年4月に供用開始し、現在、3市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（五条川左岸浄化センター）

供用開始年月	昭和62年4月		
処理能力	日最大 91,200 m <sup>3</sup> （令和6年4月現在）		
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－急速ろ過－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－焼却－場外搬出（有効利用）		
処理区域面積	3,724ha（令和6年4月現在）		
処理区域内人口	175,365人（令和6年4月現在）		
日平均流入水量	73,699m <sup>3</sup> （令和5年度実績）		
流入水質および放流水質		流入水	放流水
	BOD	160	1.0 未満
	COD	90	5.8
	SS	140	1.0 未満
	T-N	35	6.2
	T-P	3.5	0.5
	（単位 mg/l, 令和5年度平均）		
放流先	巾下川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 17,090t（令和5年度実績） 他流域処理場へ払出量 3,140t、他流域処理場から受入量 114t 焼却処理 13,722t（焼却灰 547t）		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用 焼却灰：セメント原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況（五条川左岸）

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 <sup>注1)</sup> (ha)	処理区域内人口 <sup>注2)</sup> (人)	水洗化人口 <sup>注3)</sup> (人)	流入水量 <sup>注4)</sup> (m <sup>3</sup> /日)
犬山市	896	39,246	36,915	19,353
小牧市	2,359	116,834	107,986	44,724
岩倉市	157	13,285	13,052	4,089
大口町	313	6,000	5,486	5,532
計	3,724	175,365	163,439	73,699

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

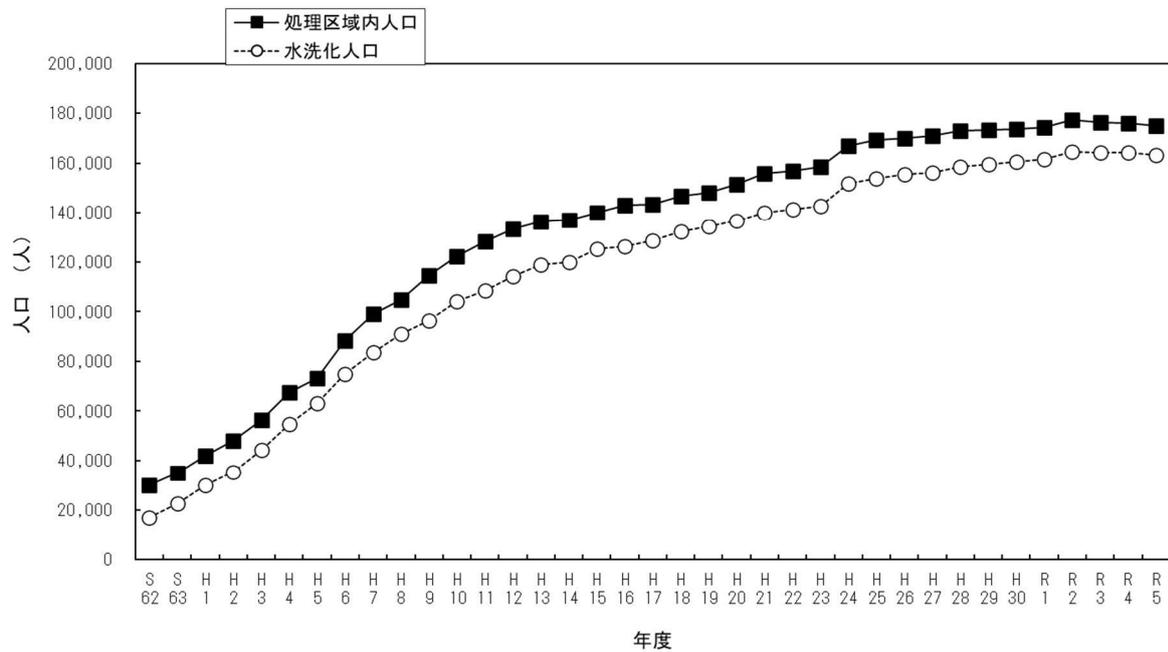
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

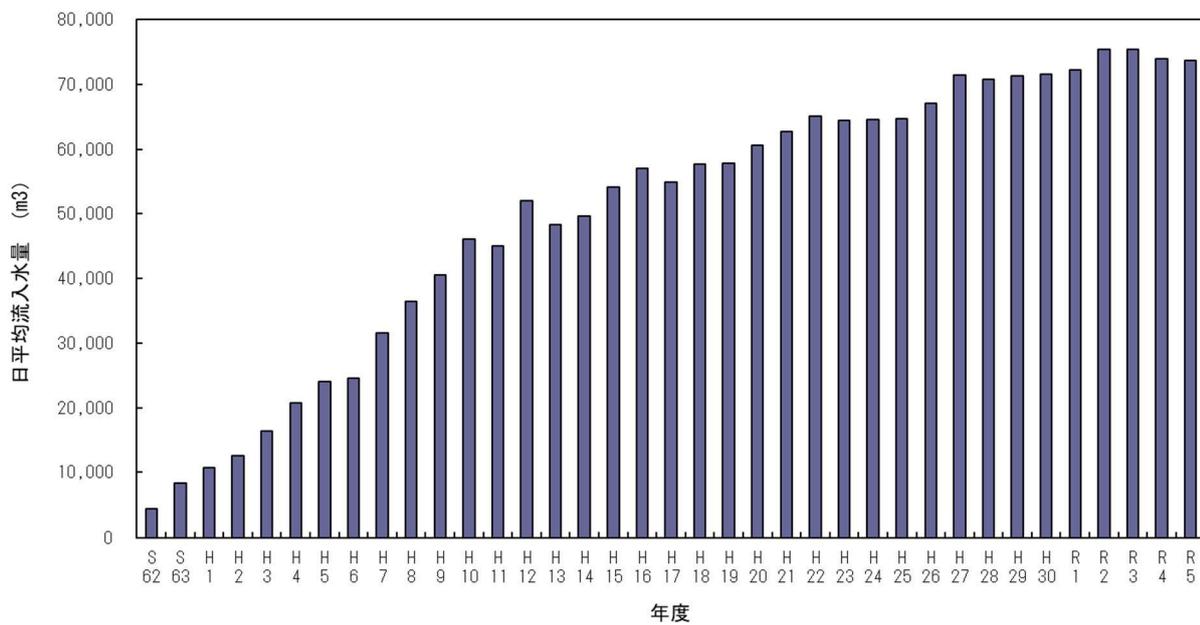
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

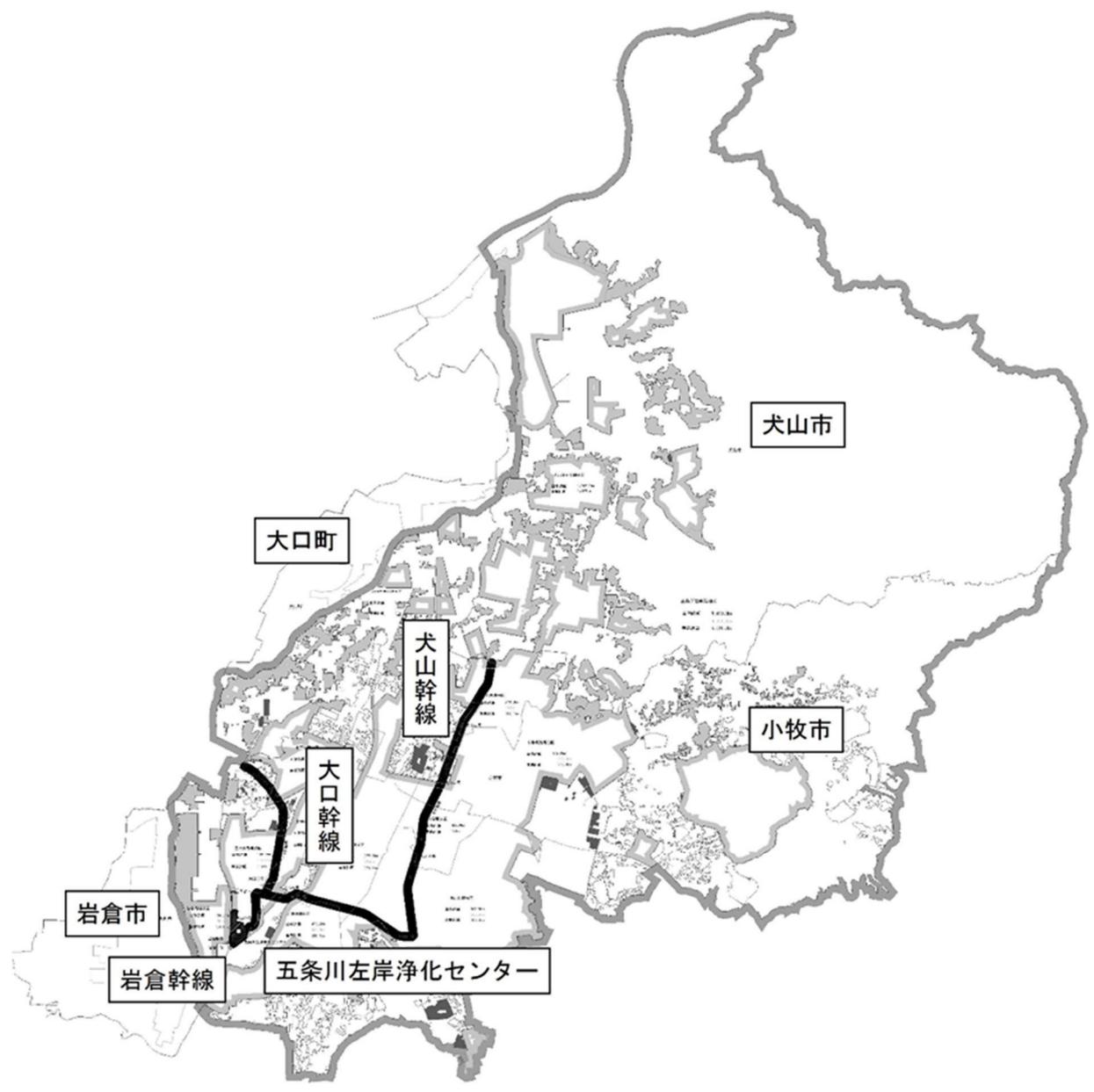


五条川左岸処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

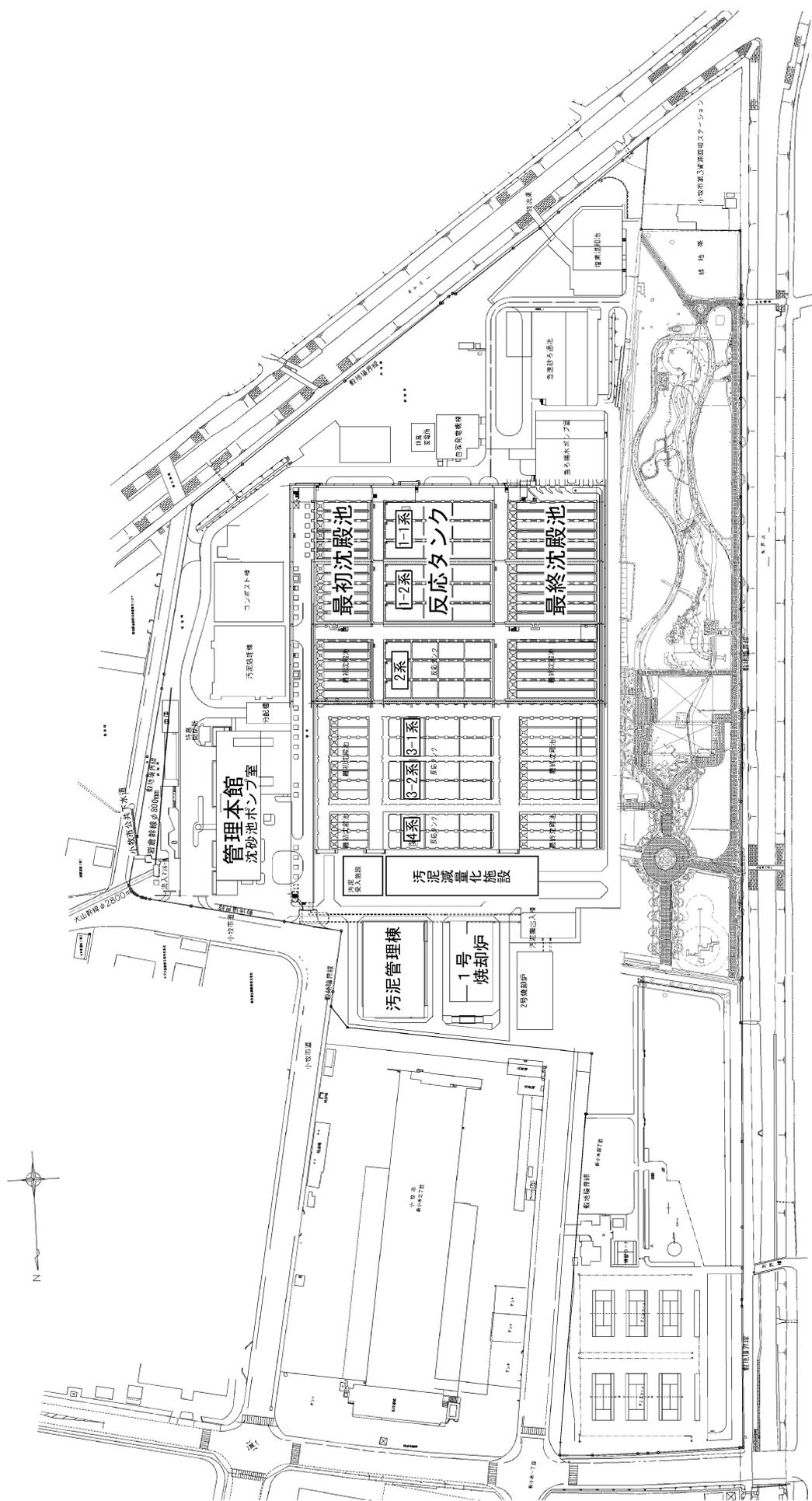


五条川左岸処理区の流入水量の推移

五条川左岸流域下水道事業 計画一般図



五条川左岸浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（五条川左岸）

					流域下水道名	処理区名
					五条川左岸	五条川左岸
項目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)*	都市計画法事業認可	
当初決定、届出、認可		目標年次 令和7年度	昭和52年3月30日	昭和52年7月21日	昭和52年8月4日	
変更決定、届出、認可			平成22年12月24日	令和4年3月18日	令和3年4月15日	
事業期間				～令和8年3月31日	～令和8年3月31日	
計画処理区域	犬山市	1,297.0		1,287.0		
	小牧市	3,715.0		2,907.4		
	岩倉市	156.8		156.8		
	大口町	330.1		330.1		
	(ha) 計	5,498.9		4,681.3		
計画処理人口	犬山市	51,170		37,120		
	小牧市	135,120		109,280		
	岩倉市	11,307		11,290		
	大口町	6,420		5,610		
	(人) 計	204,017		163,300		
計画汚水量	犬山市	31,446		22,862		
	小牧市	85,574		59,311		
	岩倉市	5,782		4,987		
	大口町	6,644		5,966		
	(m³/日) 計	129,446		93,126		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和6年8月末現在。

注) 平成24年3月31日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（五条川左岸）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
計 画 策 定 年 度	昭和 51 年度	昭和 63 年度	平成 3 年度	平成 12 年度
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市
処理区域面積(ha)	5,861	5,884	5,884	6,266
計画処理人口(人)	283,732	255,700	255,700	233,540
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	286,000	200,400	200,400	159,400
管 渠 延 長 ( m )	11,780	11,820	11,820	11,820
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	286,000	200,400	200,400	159,400
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	124,000	124,000	124,000	122,000
計 画 目 標 年 次	昭和 65 年度	平成 17 年度	平成 17 年度	平成 27 年度
項 目	基 本 計 画			
	第 4 回変更	第 5 回変更	第 6 回変更	
計 画 策 定 年 度	平成 23 年度	平成 29 年度	令和 2 年度	
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	
処理区域面積(ha)	5,460	5,481	5,499	
計画処理人口(人)	224,280	205,850	204,017	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	139,620	130,381	129,446	
管 渠 延 長 ( m )	11,820	11,670	11,670	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	139,600	130,400	129,500	
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	122,000	122,000	122,000	
計 画 目 標 年 次	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。  
管渠は計画ベースで、放流渠を含まず。

都市計画決定の経緯（五条川左岸）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S52.3.30	S63.7.25	H3.11.25	H12.8.18
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市
処理区域面積(ha)	3,487	4,324	4,449	—
管 渠 延 長 ( m )	11,780	11,820	11,820	—
処理場面積(m <sup>2</sup> )	124,000	124,000	124,000	—
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理区域面積</li> <li>・管渠計画 (岩倉幹線追加 40m)</li> <li>・岩倉市の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理区域面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場位置の変更 (汚泥焼却による処理場配置計画の見直し)</li> </ul>
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第4回変更	第5回変更		
告 示 年 月 日	H19.7.20	H22.12.24		
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市		
処理区域面積(ha)	—	—		
管 渠 延 長 ( m )	—	—		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	—	—		
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠計画の変更 (1,000haによる簡素化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の再編に伴う名称変更</li> </ul>		

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。  
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (五条川左岸)

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策 定 年 月 日		S52.7.21	S57.2.22	S63.11.9	H4.3.31
対 象 市 町		小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)		3,487	3,487	2,409	2,727
計画処理人口(人)		127,000	107,000	102,300	111,300
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		63,000	36,700	59,200	63,370
管 渠 延 長 ( m )		11,780	11,780	11,820	11,820
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		75,000	65,000	65,000	65,000
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )		124,000	124,000	124,000	124,000
処 理 方 式	水 処 理	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水	濃縮、脱水、コンポスト	濃縮、脱水、コンポスト	濃縮、脱水、一部コンポスト
事 業 期 間 等		S52.7.21～ S62.3.31	S52.7.21～ H元.3.31	S52.7.21～ H9.3.31	S52.7.21～ H9.3.31
変 更 内 容			・処理能力の変更 ・処理施設計画の変更 ・施設規模の変更 ・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更 ・岩倉市の追加	・予定処理区域の変更
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策 定 年 月 日		H6.9.28	H12.12.27	H16.12.21	H23.12.27
対 象 市 町		小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)		3,279	3,973	4,234	4,457.5
計画処理人口(人)		143,000	154,750	189,134	197,000
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		90,000	93,140	93,140	115,999
管 渠 延 長 ( m )		11,820	11,820	11,820	11,820
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		100,200	111,700	127,975	126,800
処 理 場 面 積 ( m <sup>2</sup> )		124,000	122,000	122,000	122,000
処 理 方 式	水 処 理	標準活性汚泥法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト
事 業 期 間 等		S52.7.21～ H14.3.31	S52.7.21～ H20.3.31	S52.7.21～ H24.3.31	S52.7.21～ H30.3.31
変 更 内 容		・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・汚泥処理方式の変更	・予定処理区域の変更 ・水処理方法及び汚泥処理施設の変更 ・処理場面積の変更	・予定処理区域の変更	・予定処理区域の変更 ・計画放流水質の設定 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の変更

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (五条川左岸)

項目	下水道法事業計画 (旧認可)			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	
策定年月日	H30.1.4	R3.3.18	R4.3.18	
対象市町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	
処理区域面積(ha)	4,611	4,681	4,681	
計画処理人口(人)	175,100	163,300	163,300	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	99,922	93,126	93,126	
管渠延長(m)	11,670	11,670	11,670	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	102,600	93,200	93,200	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	122,000	122,000	122,000	
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	
	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	
事業期間等	S52.7.21～ R5.3.31	S52.7.21～ R8.3.31	S52.7.21～ R8.3.31	
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定処理区域の変更</li> <li>・処理分区界の変更</li> <li>・処理能力の変更</li> <li>・事業施行期間の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定処理区域の変更</li> <li>・処理能力の変更</li> <li>・事業施行期間の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同汚泥処理体制の位置付け</li> <li>・汚泥処理施設の変更</li> </ul>	
項目	下水道法事業計画 (旧認可)			
策定年月日				
対象市町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)				
管渠延長(m)				
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)				
処理場面積(m <sup>2</sup> )				
処理方式	水処理			
	汚泥処理			
事業期間等				
変更内容				

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯(五条川左岸)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S52.8.4	S57.3.4	S62.4.11	S63.11.28
対 象 市 町	小牧市	小牧市、犬山市	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)	( 699 )	( 888 )	( 1,426 )	( 2,409 )
計画処理人口(人)	( )	( 53,500 )	( 68,500 )	( 102,300 )
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 37,500 )	( 22,900 )	( 37,900 )	( 65,000 )
管 渠 延 長 ( m )	6,650	9,020	11,780	11,820
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 37,500 )	( 32,500 )	( 65,000 )	( 65,000 )
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	95,000	95,000	95,000	95,000
事 業 期 間 等	S52.7.21～ S58.3.31	S52.7.21～ S62.3.31	S52.7.21～ H元.3.31	S52.7.21～ H9.3.31
変 更 内 容		・設計概要の変更 ・事業地の変更 ・事業施行期間の変更 ・犬山市の追加	・事業施行期間の変更 ・大口町の追加	・事業施行期間の変更 ・岩倉市の追加
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告 示 年 月 日	H6.10.17	H12.12.7	H17.1.17	H24.3.8
対 象 市 町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)	( 3,279 )	( 3,973 )	—	—
計画処理人口(人)	( 143,000 )	( 154,750 )	—	—
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	( 90,000 )	( 93,140 )	—	—
管 渠 延 長 ( m )	11,820	11,820	—	—
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 100,200 )	( 111,700 )	—	—
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	124,000	122,000	122,000	122,000
事 業 期 間 等	S52.7.21～ H14.3.31	S52.7.21～ H20.3.31	S52.7.21～ H24.3.31	S52.7.21～ H30.3.31
変 更 内 容	・事業施行期間の変更 ・処理能力の拡大	・事業施行期間の変更 ・処理場面積の変更 ・処理方法の変更	・事業施行期間の変更 ・全管渠の削除	・事業施行期間の変更

( ) 内は参考である。

都市計画法事業認可の経緯(五条川左岸)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第8回変更	第9回変更		
告 示 年 月 日	H30.2.13	R3.4.15		
対 象 市 町	小牧市、犬山市、岩倉市、 大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、 大口町		
処理区域面積(ha)	—	—		
計画処理人口(人)	—	—		
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	—	—		
管 渠 延 長 ( m )	—	—		
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	—	—		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	122,000	122,000		
事 業 期 間 等	S52.7.21～ R5.3.31	S52.7.21～ R8.3.31		
変 更 内 容	・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更		
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)				
管 渠 延 長 ( m )				
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)				
処理場面積(m <sup>2</sup> )				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

( ) 内は参考である。

## (8) 日光川上流流域下水道

日光川上流流域下水道は、稲沢市始め3市3町を対象として、平成元年11月に都市計画決定されました。(平成17年4月に一宮市、尾西市、木曾川町が合併し一宮市に、稲沢市、平和町、祖父江町が合併し稲沢市になったため、現在は2市を対象としています。)

当流域下水道は平成2年度に事業着手、平成12年4月に供用開始し、現在、2市の汚水を処理しています。

現在の運転状況(日光川上流浄化センター)

供用開始年月	平成12年4月		
処理能力	日最大 68,600m <sup>3</sup> (令和6年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈-反応槽-終沈-滅菌-放流 (汚泥処理) 濃縮-脱水-場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	3,197ha (令和6年4月現在)		
処理区域内人口	198,448人 (令和6年4月現在)		
日平均流入水量	41,381m <sup>3</sup> (令和5年度実績)		
流入水質および放流水質		流入水	放流水
	BOD	180	1.0未満
	COD	110	7.4
	SS	150	2.7
	T-N	41	6.5
	T-P	4.8	0.2
	(単位 mg/l, 令和5年度平均)		
放流先	日光川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 12,168t (令和5年度実績) 他流域処理場へ払出量 821t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ:セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市別の現況(日光川上流)

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 <sup>注1)</sup> (ha)	処理区域内人口 <sup>注2)</sup> (人)	水洗化人口 <sup>注3)</sup> (人)	流入水量 <sup>注4)</sup> (m <sup>3</sup> /日)
一宮市	2,151	137,101	89,252	26,215
稲沢市	1,046	61,347	50,314	15,166
計	3,197	198,448	139,566	41,381

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

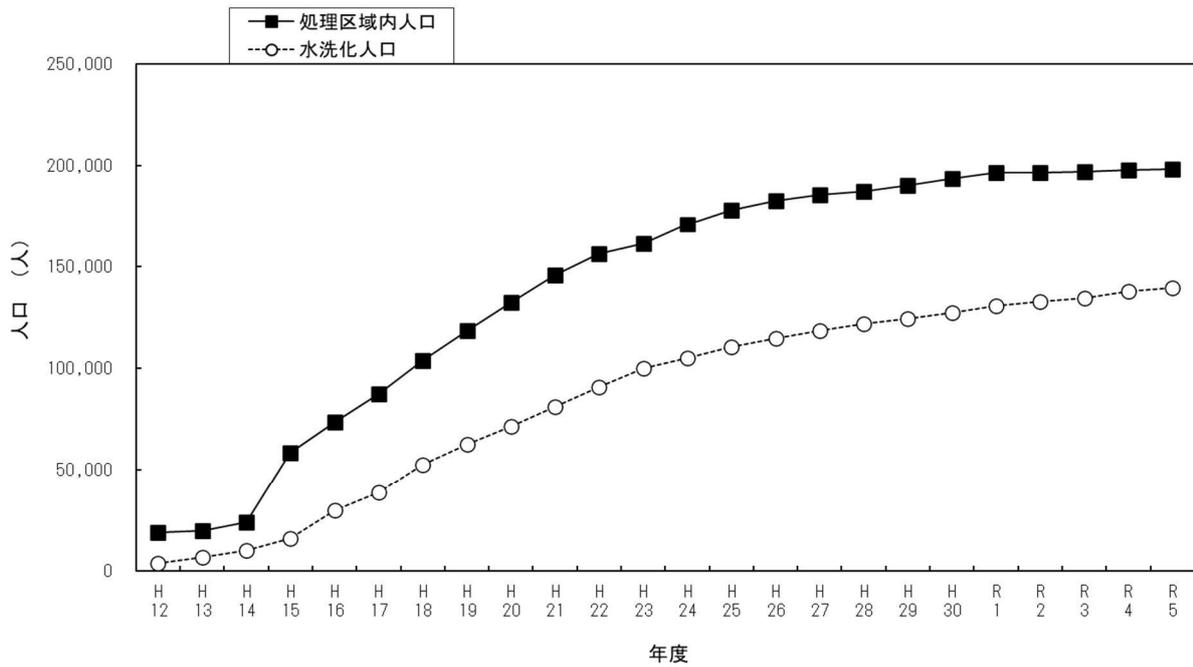
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

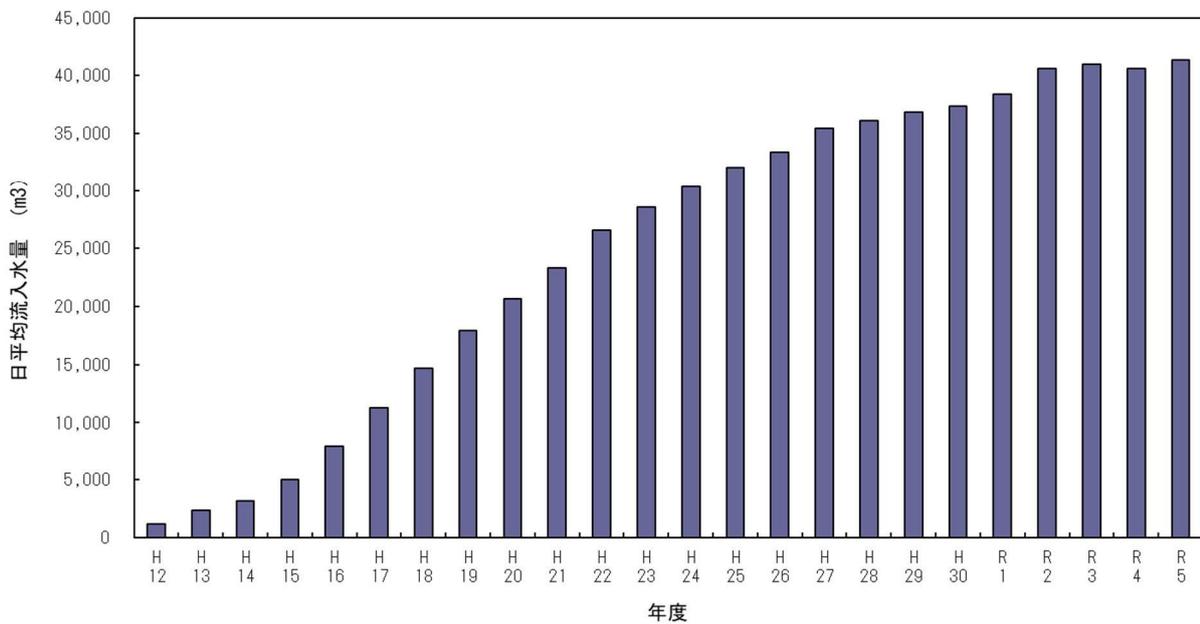
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

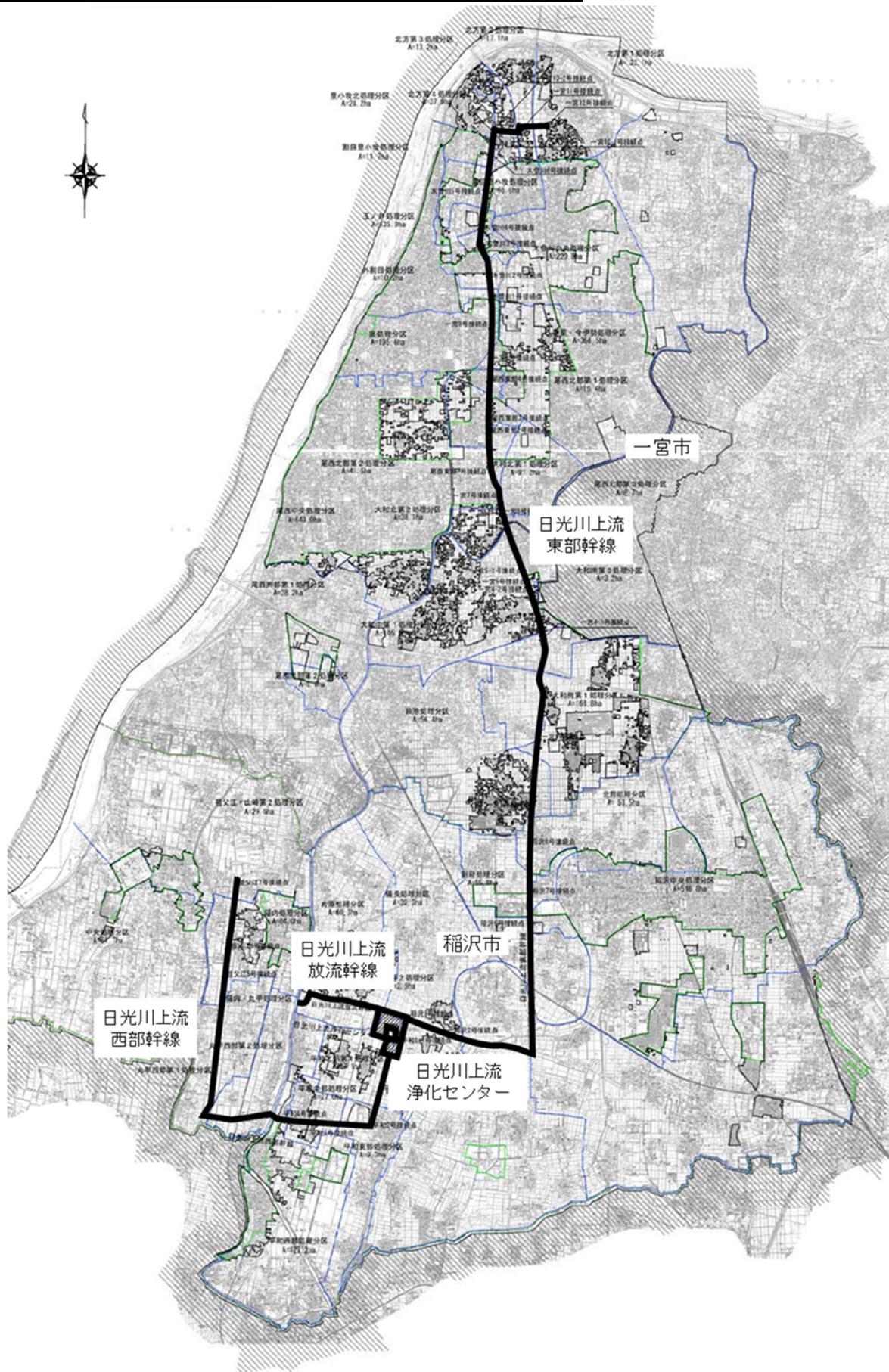


日光川上流処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

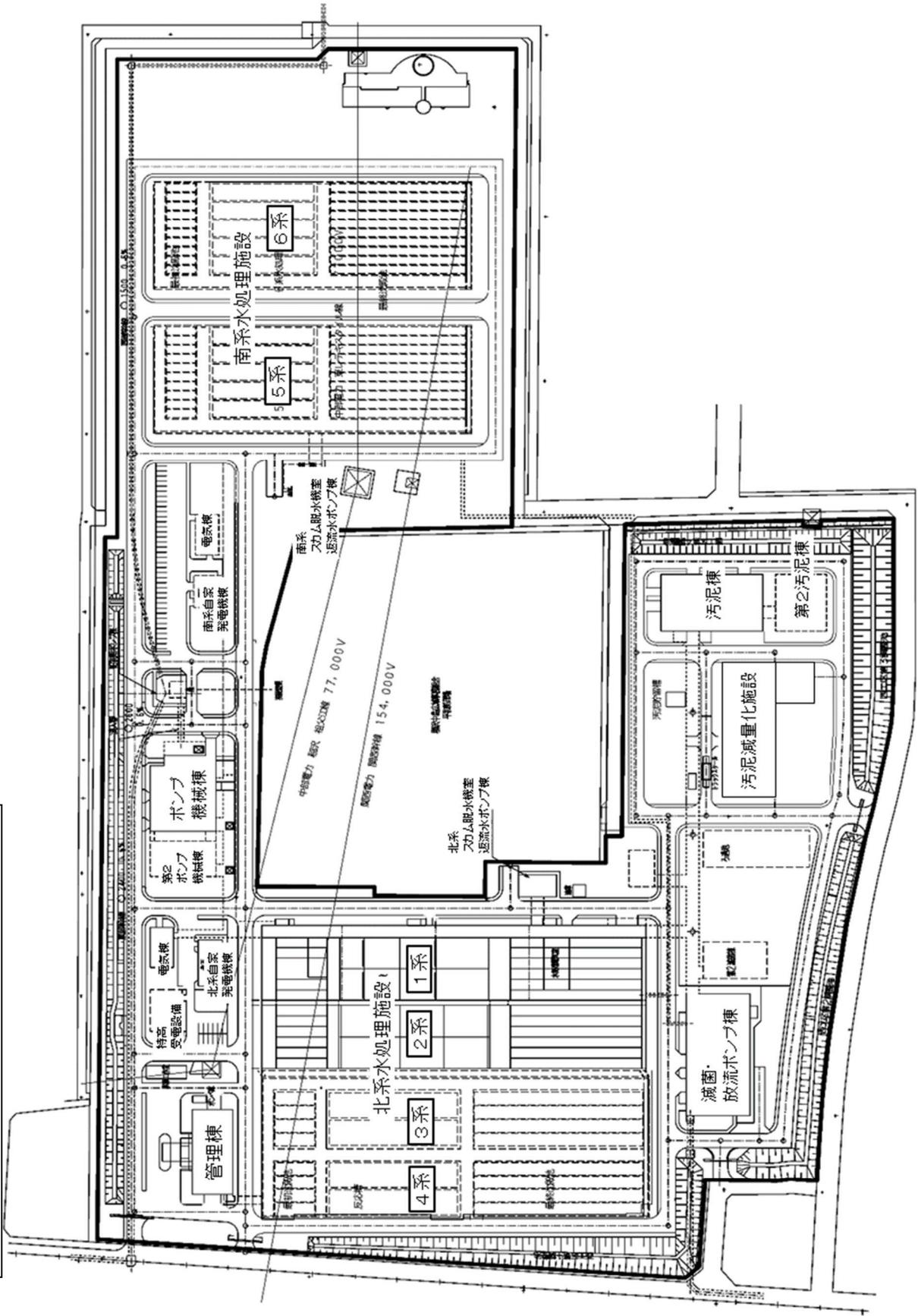


日光川上流処理区の流入水量の推移

# 日光川上流流域下水道事業 計画一般図



日光川上流浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（日光川上流）

			流域下水道名	処 理 区 名
			日光川上流	日光川上流
項 目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可) <sup>※</sup>	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次 令和7年度	平成元年 11月 29日	平成2年 8月 10日	平成4年 3月 5日
変更決定、届出、認可		平成29年 2月 21日	令和4年 3月 18日	令和3年 4月 15日
事業期間			～令和8年 3月 31日	～令和8年 3月 31日
計 画 処 理 区 域  (ha)	一宮市	3,080.5		2,853.4
	稲沢市	1,111.9		1,111.9
	計	4,192.4		3,965.3
計 画 処 理 人 口  (人)	一宮市	180,480		138,430
	稲沢市	65,530		65,530
	計	246,010		203,960
計 画 汚 水 量  (m <sup>3</sup> /日)	一宮市	142,204		63,008
	稲沢市	48,118		42,269
	計	190,322		105,277

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和6年8月末現在。

注) 平成24年3月31日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（日光川上流）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 変 更 年 度	平成元年度	平成13年度	平成23年度	平成28年度
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市
処理区域面積(ha)	7,899	7,253	5,997	5,964
計画処理人口(人)	317,800	331,938	302,200	300,420
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	280,700	234,200	184,281	183,340
管 渠 延 長 ( m )	29,940	28,540	28,540	28,540
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	280,700	234,200	184,300	184,300
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,900	144,900	144,900	144,400
計 画 目 標 年 次	平成17年	平成27年	令和7年	令和7年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更	第5回変更		
計 画 策 定 年 度	平成30年度	令和2年度		
対 象 市 町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市		
処理区域面積(ha)	5,929	4,192		
計画処理人口(人)	299,190	246,010		
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	182,987	190,322		
管 渠 延 長 ( m )	28,560	24,510		
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	184,300	190,400		
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,400	144,400		
計 画 目 標 年 次	令和7年	令和7年		

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。  
管渠延長は計画ベースで、放流渠(1,600m)は含まず。

都市計画決定の経緯（日光川上流）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H元.11.29	H7.2.22	H8.3.6	H11.7.23
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町
処理区域面積(ha)	2,745	2,953	2,953	—
管 渠 延 長 ( m )	26,620	26,290	26,270	—
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	144,900	144,900	144,900	—
変 更 内 容		・処理区域面積 ・管渠計画 (東部幹線)	・管渠計画 (東部幹線)	・管渠計画 (東部幹線)
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告 示 年 月 日	H13.3.23	H17.12.9	H22.12.24	H29.2.21
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 ( m )	—	—	—	—
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	—	—	—	—
変 更 内 容	・管渠ルートの変更 (東部幹線、西部幹線)	・管渠の変更 (1,000haによる簡素化) ・市町村合併にともなう 地名変更 (一宮市、稲沢市)	・都市計画区域の再編に伴 う名称変更	・処理区域の変更（稲沢市 の一部区域を新川流域下 水道へ変更） ・上記変更にともなう接続 する下水道の名称変更

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。  
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯（日光川上流）

項 目	下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	
策 定 年 月 日	H2.8.10	H6.3.23	H7.8.28	H8.4.24	H10.5.25	
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	
処理区域面積(ha)	1,046	1,088	1,147	1,147	1,556	
計画処理人口(人)	49,300	55,400	57,200	57,200	90,100	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	24,400	22,600	23,600	23,600	31,900	
管 渠 延 長 ( m )	23,070	23,070	22,740	22,720	22,380	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	35,100	35,100	35,100	35,100	35,100	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,900	144,900	144,900	144,900	144,900	
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加 及び 活性汚泥法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等	H2.8.10～ H11.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H17.3.31	
変 更 内 容		・処理区域面積 ・事業施行期間の 変更	・処理区域面積 ・接続箇所の変更	・管渠計画	・処理区域の拡大 ・東部幹線の延伸 ・平和3号接続点 位置変更 ・沈砂池の削除 ・自家糞の削除 ・処理方法の変更	
項 目	下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)					
	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	
策 定 年 月 日	H11.9.21	H13.7.25	H15.3.10	H18.4.26	H23.12.27	
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	
処理区域面積(ha)	1,556	1,769	2,229	2,969	3,519	
計画処理人口(人)	90,100	103,600	129,500	147,100	180,630	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	31,900	32,900	82,200	107,000	112,594	
管 渠 延 長 ( m )	22,420	22,490	22,650	23,520	24,500	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	35,100	35,100	85,350	117,250	112,700	
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,900	144,200	144,400	144,400	144,400	
処理方式	水 処 理	凝集剤添加 及び 活性汚泥法	凝集剤添加 及び 活性汚泥法	凝集剤添加 活性汚泥法、 凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等	H2.8.10～ H17.3.31	H2.8.10～ H17.3.31	H2.8.10～ H21.3.31	H2.8.10～ H24.3.31	H2.8.10～ H30.3.31	
変 更 内 容	・管渠ルートの変更	・管渠ルートの変更 ・処理区域の拡大 ・接続点の位置変更 ・処理場面積の変更	・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・処理方法の変更 ・幹線の管径等 の見直し ・処理場面積の変更	・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・処理方法の変更 ・東部幹線の延伸 (L=870m) ・合併による名称 変更	・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・計画放流水質の 変更 ・東部幹線の延伸 ・事業施行期間の 変更	

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯（日光川上流）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)				
		第 1 0 回 変 更	第 1 1 回 変 更	第 1 2 回 変 更	第 1 3 回 変 更	
策 定 年 月 日		H29.4.13	H31.3.8	R3.3.18	R4.3.18	
対 象 市 町		一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	
処理区域面積(ha)		3,591	3,633	3,965	3,965	
計画処理人口(人)		191,000	190,200	203,960	203,960	
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)		112,660	112,700	105,277	105,277	
管 渠 延 長 ( m )		24,510	24,510	24,510	24,510	
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)		112,700	112,700	112,500	112,500	
処理場面積(m <sup>2</sup> )		144,400	144,400	144,400	144,400	
処理方式	水 処 理	凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法	
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	
事 業 期 間 等		H2.8.10～ R5.3.31	H2.8.10～ R5.3.31	H2.8.10～ R8.3.31	H2.8.10～ R8.3.31	
変 更 内 容		・処理区域の拡大 ・事業施行期間の変更	・処理区域の拡大	・一宮市単独公共 下水道（西部処 理区）の編入 ・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の 変更	・共同汚泥処理体 制 の位置付け	
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 (旧 認 可)				
策 定 年 月 日						
対 象 市 町						
処理区域面積(ha)						
計画処理人口(人)						
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)						
管 渠 延 長 ( m )						
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)						
処理場面積(m <sup>2</sup> )						
処理方式	水 処 理					
	汚 泥 処 理					
事 業 期 間 等						
変 更 内 容						

注) 策定年月日は、平成 23 年度までは国からの認可日、平成 24 年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（日光川上流）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可				
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
告 示 年 月 日	H4.3.5	H6.4.7	H7.9.5	H8.5.13	H10.6.4
対 象 市 町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—	—
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	—	—	—	—	—
管 渠 延 長 ( m )	8,390	23,070	22,740	22,720	23,980
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	( 35,100 )	( 35,100 )	( 35,100 )	( 35,100 )	( 35,100 )
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,100	144,100	144,100	144,100	144,200
事 業 期 間 等	H4.3.5～ H10.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H17.3.31
変 更 内 容		・管渠計画 ・事業施行期間の 変更	・管渠計画	・管渠計画	・東部幹線の延伸 ・事業施行期間の 延伸
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可				
	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更
告 示 年 月 日	H11.10.8	H13.8.15	H15.4.1	H18.5.24	H24.3.8
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市
処理区域面積(ha)	—	( 1,769 )	( 2,229 )	( 2,969 )	—
計画処理人口(人)	—	( 103,600 )	( 129,500 )	( 147,100 )	—
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	—	( 32,900 )	( 82,200 )	( 107,000 )	—
管 渠 延 長 ( m )	23,980	24,090	24,270	17,770	17,770
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	—	( 35,100 )	( 85,350 )	( 117,250 )	—
処理場面積(m <sup>2</sup> )	144,200	144,200	144,400	144,400	144,400
事 業 期 間 等	H4.3.5～ H17.3.31	H4.3.5～ H17.3.31	H4.3.5～ H21.3.31	H4.3.5～ H24.3.31	H4.3.5～ H30.3.31
変 更 内 容	・管渠ルートの変更	・管渠ルートの変更	・幹線の延伸 ・事業施行期間の 延伸	・東部、西部幹線の一 部削除 ・放流幹線の削除 ・処理方法の変更 ・事業施行期間の 延伸	・事業施行期間の 延伸

( ) 内は参考である。

都市計画法事業認可の経緯（日光川上流）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可				
	第10回変更	第11回変更			
告 示 年 月 日	H29.8.7	R3.4.15			
対 象 市 町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市			
処理区域面積(ha)	—	—			
計画処理人口(人)	—	—			
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	—	—			
管 渠 延 長 ( m )	17,770	17,770			
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)	—	—			
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )	144,400	144,400			
事 業 期 間 等	H4.3.5～ R5.3.31	H4.3.5～ R8.3.31			
変 更 内 容	・事業施行期間の 延伸 ・接続する下水道 の名称変更	・事業施行期間の 延伸			
項 目					
告 示 年 月 日					
対 象 市 町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)					
管 渠 延 長 ( m )					
処理場能力(m <sup>3</sup> /日最大)					
処理場面積 ( m <sup>2</sup> )					
事 業 期 間 等					
変 更 内 容					

( ) 内は参考である。